

平成22年3月 策定  
平成27年3月 改訂

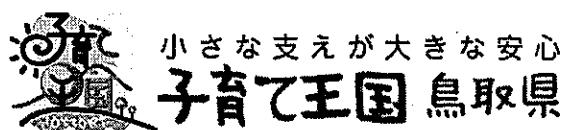
## 【案】

# 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画

改 訂 版

平成27年3月

鳥 取 県





# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の取組期間	2
4 国、県、市町村との役割分担と連携	2
5 今後の取組みに向けた計画	3
<b>第2章 基本理念と計画の体系</b>	5
1 基本理念	5
2 計画の体系	5
3 基本目標と具体的な支援施策	6
基本目標1 子育てや生活支援の充実	7
(1) 保育サービス等の充実	7
(2) 子育て支援サービスの充実	9
(3) 生活支援の充実	12
(4) 相談機能の充実	14
基本目標2 就業支援の推進	17
(1) 能力開発への支援	17
(2) 就業あっせん等の充実	20
(3) 就業機会の創出	21
基本目標3 養育費の確保及び面会交流の推進	23
(1) 広報啓発活動の充実	23
(2) 養育費の確保及び面会交流の推進に向けた相談体制の確立	26
基本目標4 経済的支援の充実	28
各種手当の適切な支給	28
<b>【資料編】</b>	33
1 各種統計	34
2 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過	37
3 各市町村におけるひとり親家庭支援施策の実施状況	38



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと家事、生計の担い手という幾重もの役割をひとりで担うこととなったときから、大きな生活の変化を余儀なくされ、それに伴って心理的、経済的な負担も大きくなっています。とりわけ母子家庭においては、就業面において、経験が少なかつたり、結婚、出産等により就業が中断したことなどにより、再就業には困難を伴うことも少なくありません。また、就業している場合も、臨時・パートなど不安定な就業形態が多く、就労収入は低い水準にとどまっています。さらに、養育費の取得状況等については、関係法令の改正が行われ、啓発等も行っているところですが、多くの方が取得できていない状況にあります。

一方、父子家庭においては、生計の担い手として就業していた場合が多いことから、母子家庭と比べて正規雇用の割合は高いものの、父子家庭になってからは、子育てと仕事を両立させるために働き方を制限せざるを得ないなど、就業形態が不安定になってきており、経済面で支援を必要とする世帯が増加傾向にあります。また、母子家庭に比べて、子どもの養育、家事等の面で不慣れであることが多く、しつけや食事など子育て面での支援も求められています。

寡婦については、母子家庭であったときに比べ、子育てが一段落し、暮らしに落ち着きは見られますが、家計や健康、孤独環境等の問題を依然として抱えています。

国においては、平成14年に母子及び寡婦福祉法が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の経済的支援」から「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を柱とした施策転換が図られ、就業支援や相談機能の充実、養育費の確保策等の強化などが図られてきました。

鳥取県では、平成22年3月に「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や今後の施策の方向性を位置づけ、「子育てや生活支援の充実」「就業支援の推進」「養育費確保の推進」「経済的支援の充実」を四本柱に、総合的な事業展開を図ってきました。

平成22年8月には、母子家庭及び父子家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当法が一部改正され、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになりました。

しかし、ひとり親家庭の置かれている依然として厳しい雇用・経済状況を背景に、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は、諸外国に比べて高くなっています。このことから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。子どもの将来

がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭に対する施策を講じていく必要があります。

ひとり親家庭支援において様々な課題の解消のため、平成25年には国においてひとり親家庭等への支援施策の在り方が検討され、その内容も踏まえて平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行されるなど、ひとり親家庭等の実態に即した支援施策が進められているところです。

このたび、平成22年3月に策定した鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の計画期間である5年間が終了するに当たり、県内のひとり親家庭等の実態を踏まえ、これまでの取組状況の点検、課題を整理し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援をより充実・強化することとしました。引き続き、「子育てや生活支援の充実」「就業支援の推進」「養育費の確保及び面会交流の推進」「経済的支援の充実」の四本柱を基本として、よりきめ細やかなひとり親家庭等の自立支援に取り組みます。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」です。

計画の推進に当たっては、「鳥取県の将来ビジョン」「鳥取県子ども・子育て支援計画」「第三次鳥取県男女共同参画計画」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」など各種計画との連携を図ります。

## 3 計画の取組期間

この計画の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法など関連法令の改正や社会情勢等の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

## 4 国、県、市町村との役割分担と連携

ひとり親家庭等への支援策は、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、住民に身近な市町村における自立支援業務が位置づけられ、支援施策の再構築がなされました。

また、平成26年の母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行により、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、地域の実情に応じたひとり親家庭等の生活の安定と

向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知を行うこと及びひとり親家庭等の自立支援を行う者の活動の連携・調整を図ることについて努力義務化されました。

ひとり親家庭等が自ら自立促進に向けた取組が可能となるよう「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立・就業支援」を主眼において、国、県、市町村等が役割分担し、互いに連携しながら施策推進に努めます。

### ＜国の役割＞

国は、ひとり親家庭等支援施策に係る施策や制度の企画・立案を行います。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、ひとり親家庭等支援施策に係る普及啓発や関係者の研修等を行います。さらに、都道府県が市等におけるひとり親家庭等支援施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行います。

### ＜県の役割＞

本計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に展開するとともに、市町村等におけるひとり親家庭等支援施策の円滑な事業実施に向けた支援を行います。

市町村が実施する施策が円滑に進むよう、各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなどの支援を行うとともに、市町村と連携し、各種施策等についての広報啓発活動を行い、ひとり親家庭等に対する施策が広く浸透するよう努めます。

ひとり親家庭等にかかる施策・制度の企画・立案にあたっては、公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）等の行政機関や母子父子寡婦福祉団体との連携に努めます。

### ＜市町村の役割＞

ひとり親家庭等の身近な開かれた相談窓口として、その相談機能を強化し、よりきめ細やかな相談対応を行うとともに、各地域のひとり親家庭等の実情に応じたひとり親家庭等支援事業を計画的に実施することが必要です。

また、児童扶養手当の手続の際などの様々な機会を捉えて、ひとり親家庭等に対して各種支援事業の情報提供を積極的に行うことが求められています。

## 5 今後の取組みに向けた計画の推進

### （1）計画の推進

計画の推進にあたっては、国、県の関係部局、市町村及び母子父子寡婦福祉団

体等の関係団体が連携して取り組むとともに、計画に定めた施策についての進捗状況の把握、検証を行い、必要に応じ新たな課題への対応を行います。また、市町村や関係機関等とニーズを共有し、各種施策の推進が図られるよう努めます。

## (2) 点検・評価

取組みの方向性について、定期的にその進捗状況を点検・評価し、その結果に基づき、必要な見直しを行います。

今後、平成31年度までの5年間を目途として、第2章に記述した「現状と課題」を踏まえて方向づけた取組みを推進し、ひとり親家庭等の実態の把握に努め、必要な見直しを行います。

## 用語の定義

母子家庭	…配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者とその児童からなる家庭
父子家庭	…配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者とその児童からなる家庭
寡婦	…配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの
児童	…20歳に満たない者
ひとり親家庭	…母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	…母子家庭及び父子家庭並びに寡婦
ひとり親	…母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親等	…母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

## 第2章 基本理念と計画の体系

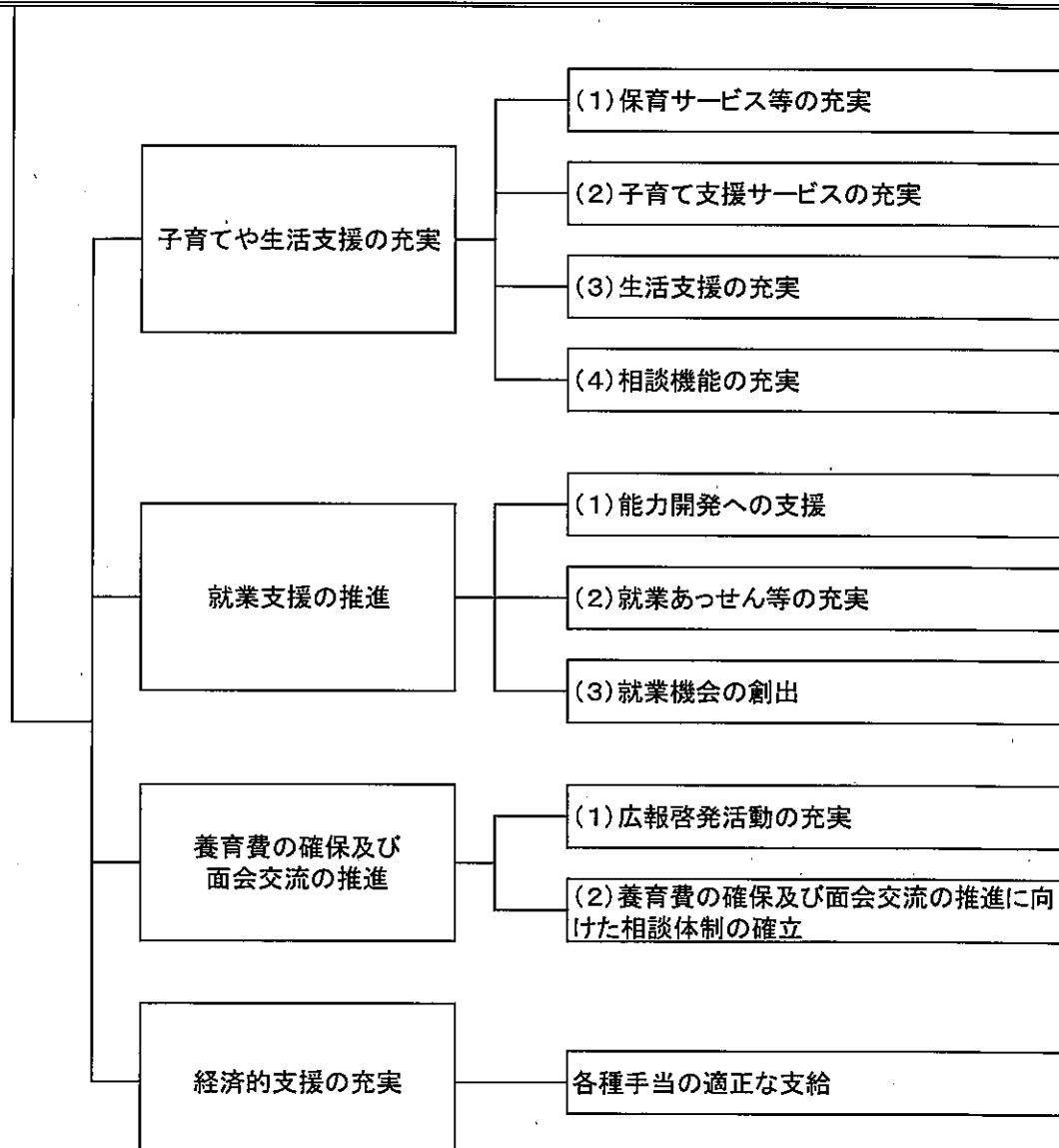
### 1 基本理念

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を發揮し生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、必要な環境整備等を図り、ひとり親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会づくりを目指します。

### 2 計画の体系

#### 【基本理念】

ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、  
世代間の貧困の連鎖を解消し児童の健やかな育成が実現できる社会づくり



### 3 基本目標と具体的な支援施策

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活が営めるよう、次の4つの基本目標を柱として、ひとり親家庭等が安心した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援を展開します。

- (1) 子育てや生活支援の充実
- (2) 就業支援の推進
- (3) 養育費の確保及び面会交流の推進
- (4) 経済的支援の充実

#### 【制度の周知目標】

##### (1) 母子父子自立支援員の認知度

(現状) 平成25年度実態調査結果 (目標)

母子・父子自立支援員を「知っている」割合

母子世帯	32. 8%	→	母子世帯	60. 0%
父子世帯	14. 0%		父子世帯	60. 0%

##### (2) 各種支援施策の認知度

(現状) 平成25年度実態調査結果

(目標)

各種施策を「知っている」割合

区分	母子世帯	父子世帯
ひとり親家庭 福祉推進員	7. 0%	5. 0%
ひとり親家庭等 情報提供事業	7. 7%	4. 0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	10. 0%	3. 0%
ひとり親家庭等就 業支援講習会事業	21. 9%	3. 0%
自立支援教育訓練 給付金	36. 2%	10. 0%
高等職業訓練促進 費等給付金	29. 4%	6. 0%
母子父子寡婦 福祉資金	40. 1%	—

母子世帯	父子世帯
15. 0%	15. 0%
15. 0%	15. 0%
20. 0%	20. 0%
40. 0%	40. 0%
60. 0%	60. 0%
60. 0%	60. 0%
90. 0%	90. 0%

## 基本目標 1 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行います。

また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

### 【達成目標】

#### (1) ひとり親家庭学習支援事業の実施市町村数

（現状）平成26年度実施 2市町村 → （目標）10市町村

#### (2) 自立促進計画の策定

（現状）平成26年度時点策定 1市町村 → （目標）4市町村

## ○施策の方向 1 保育サービス等の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭の保育サービスに対するニーズは、親の就業形態等により様々ですが、安定した就業を得るためにには、保育サービスの充実が不可欠です。

小学校入学前の児童の保育について、平日においては母子家庭及び父子家庭とともに、8割以上の家庭が保育所又は幼稚園での保育を行っています。一方、休日については、母子のみで生活している家庭が多い母子家庭においては、自分自身で保育を行っている割合が高くなっています。また、小学生の保育については、父子家庭は同居の家族が保育をしている割合が高い一方で、母子家庭は自分自身で保育を行ったり、放課後児童クラブを活用したりと状況は様々です。（表1及び表2参照）

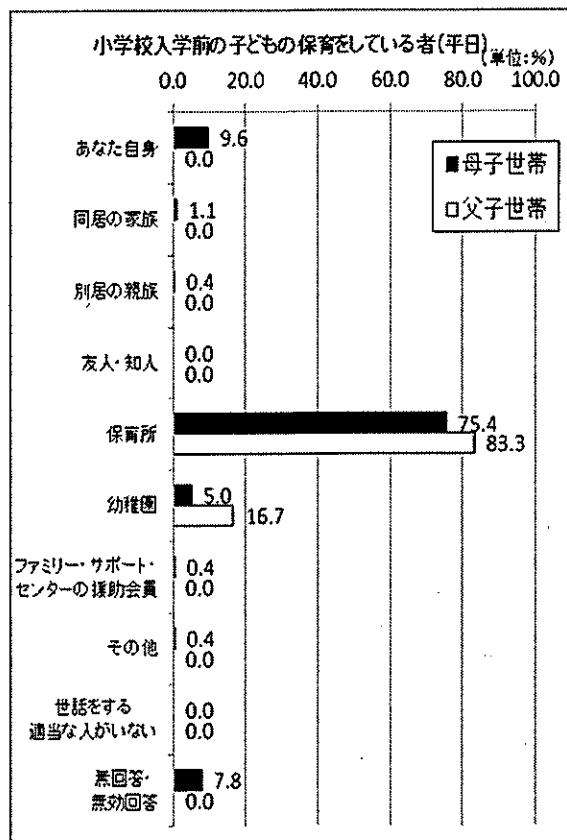
県では、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、様々な保育施策の推進を行ってきましたが、今後も、ひとり親家庭の様々な状況に応じた保育施策を推進する必要があります。

また、経済的に困難を抱えるひとり親家庭が多いことから、保育料の軽減を図る

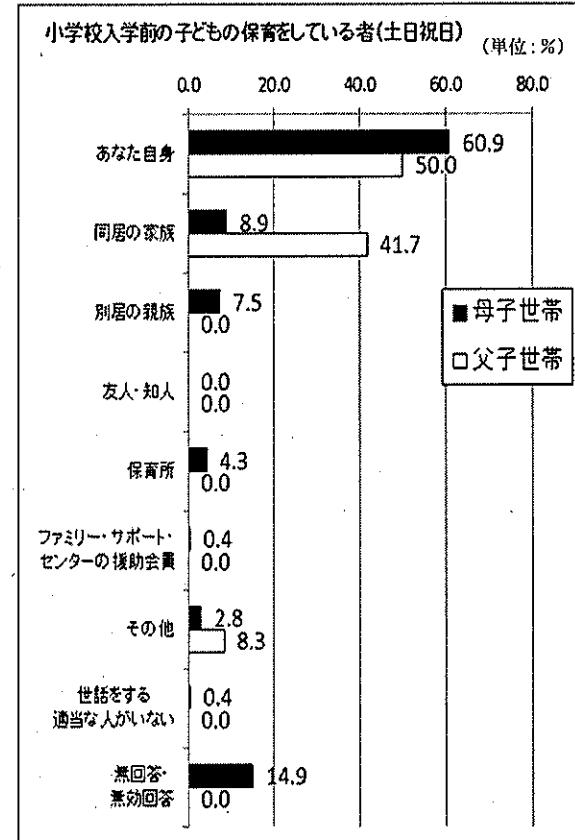
などの支援を講ずる必要があります。

＜表1＞小学校入学前の子どもの保育をしている者

ア 平日

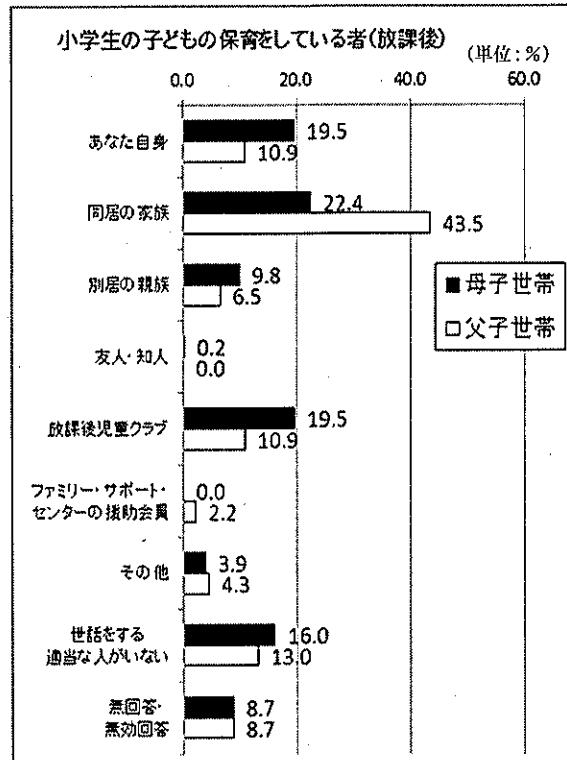


イ 土日祝日

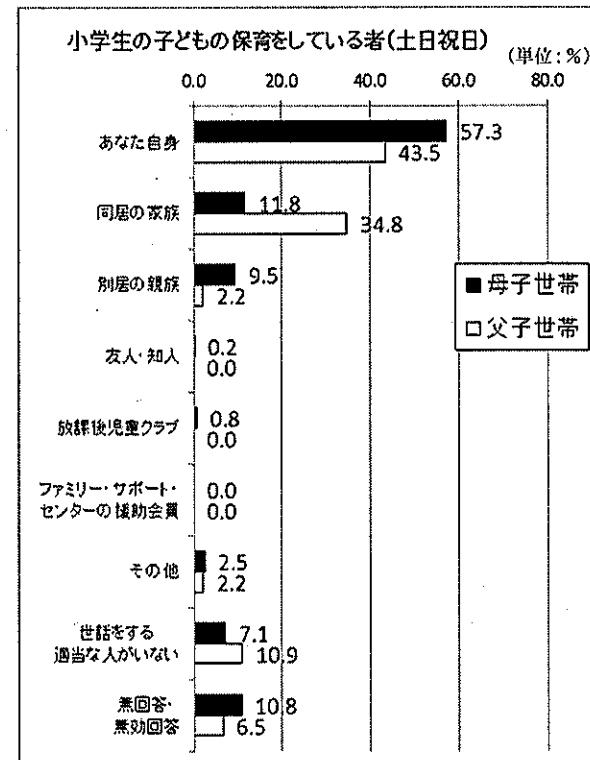


＜表2＞小学生の子どもの保育をしている者

ア 放課後



イ 土日祝日



## 【具体的取組】

### (1) 多様な保育サービスの提供（実施主体：市町村）

仕事と子育ての両立を支援し、様々な保育サービスに対応するため、保育時間を延長して乳幼児を預かる延長保育、日曜祝日に保育を行う休日保育、緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で預かる一時預かり、病気回復期にある児童を病院等で一時的に預かる病後児保育等の実施を促進します。

### (2) 保育所優先入所の推進（実施主体：市町村）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第28条第1項及び第31条の8の規定に基づき、保育所入所に際して待機が生じている場合には、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所できるよう働きかけていきます。また、離婚等の直後であって、生活の激変を緩和する必要がある場合などは、特に配慮が必要です。

### (3) 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第28条第2項及び第31条の8の規定に基づき、放課後児童クラブの利用者が定員を上回る場合においては、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、地域の実情・ニーズを踏まえた放課後児童クラブの充実を推進します。

### (4) 多子世帯の保育料の軽減の推進（実施主体：市町村）

児童が健やかに生まれ育つ環境づくりを促進するため、同一世帯に第3子以降の児童のいる家庭の保育料の軽減を推進します。

### (5) 中山間地域における保育料の無償化の推進（実施主体：市町村）

少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自に保育料の無償化等による子育て支援施策の取組みを推進し、保育に係る負担の軽減を促進します。

## ○施策の方向2 子育て支援サービスの充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、日々、子育てや就労に追われることで、地域から孤立してしまいがちな状況にあるため、親同士の交流や、様々な情報提供を積極的に行っていく必要があります。

また、保育の面においては、特に疾病や急用（残業や冠婚葬祭等）、家族の介護などの場合には、自分ひとりでは子どもの保育や世話をできなくなる場合もあるた

め、個々のニーズに応じた子育て支援サービスを充実させる必要があります。

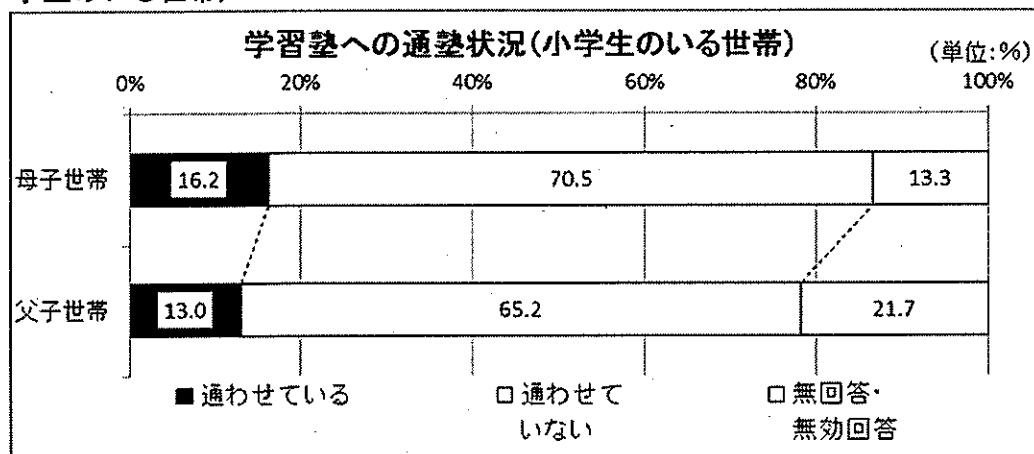
これまで、県では、親同士の交流や様々な子育てに関する相談を実施している地域子育て支援センターの設置を推進し、県内全市町村に設置が進んでいます。

また、一時的に保育サービスが必要となった場合のために、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業及びファミリー・サポート・センター事業の推進を実施してきたところ、事業を実施する市町村は増加している状況です。

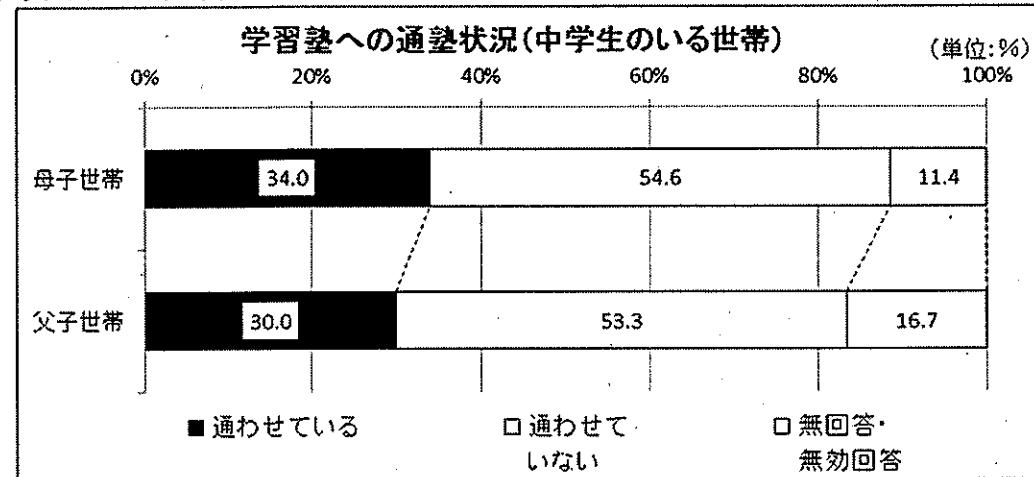
一方で、ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習の意欲が低下したり、充分な教育を受けられず、進学ができないなどの不利益な影響を受ける可能性があります。ひとり親家庭は、就業や家事に追われて児童の学習に目を向ける余裕がない状況であることが多く、また経済的な事情等から児童を学習塾へ通わせられない状況にあることから（表3及び表4参照）、ひとり親家庭の児童の学力や学習意欲の向上のための学習支援を推進していく必要があります。

＜表3＞学習塾への通塾状況

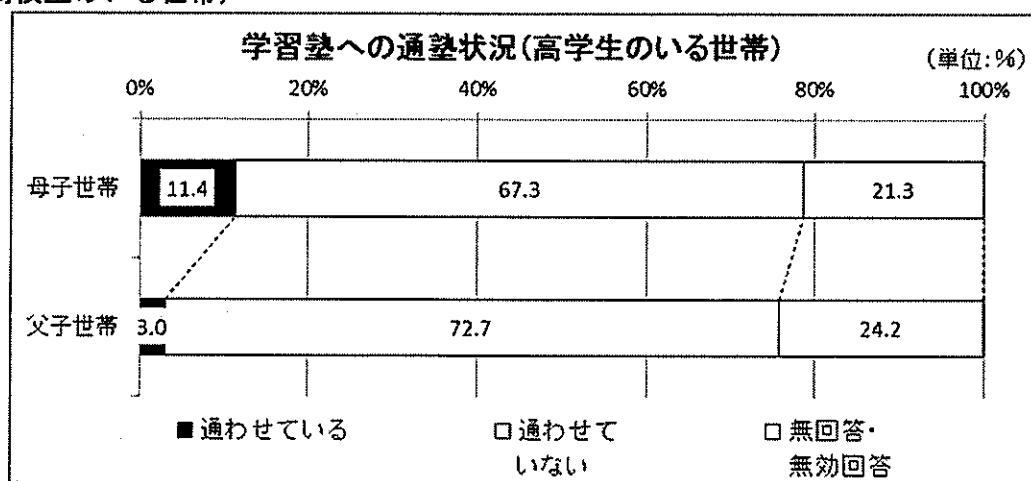
ア 通塾状況  
(小学生のいる世帯)



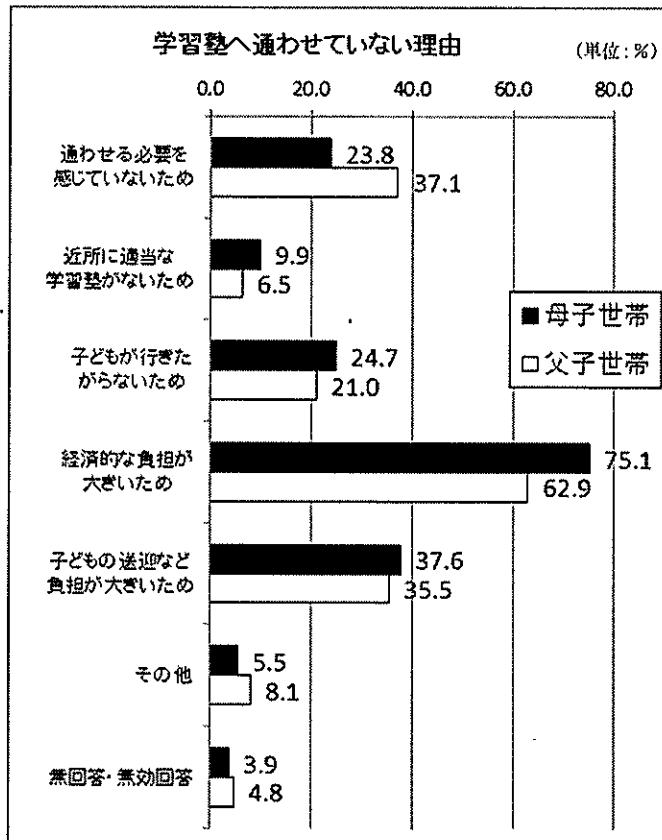
(中学生のいる世帯)



(高校生のいる世帯)



<表4>学習塾へ通わせていない理由



【具体的な取組】

(1) ひとり親家庭の児童に対する学習支援（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の児童の学習意欲や学力が低下することの無いよう、学習支援の実施について市町村に働きかけます。また、送迎の負担を解消し、より多くのひとり親家庭の児童が学習支援を受けられるよう、児童の送迎支援を行います。

**(2) 放課後や土曜日等の教育活動の充実（実施主体：市町村）**

児童の放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会の提供を推進します。

**(3) 地域子育て支援センター事業の推進（実施主体：市町村）**

保育所の施設や機能を地域へ開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援を行う地域子育て支援センター事業を実施するとともに、利用を促進します。

**(4) ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の実施（実施主体：市町村）**

児童を養育している家庭の保護者が病気になったり、仕事や育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で短期間預かるショートステイ事業の実施を促進します。

また、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かるトワイライトステイ事業の実施を促進します。

**(5) ファミリー・サポート・センター事業の実施（実施主体：市町村）**

保護者の急病や急な残業などに対応するため、また、子育て中であっても一時的に休息できるようにするため、地域住民が会員制で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業の実施を推進します。

また、経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭が利用できるよう、利用料の減免について市町村に働きかけていきます。

**(6) 子育て支援サービス情報等の提供（実施主体：県、市町村）**

必要な子育て支援サービス等を利用しやすいよう、冊子やホームページ、メールマガジン等により情報提供を行います。

さらに、住民に身近な市町村における子育て支援情報等の提供を促進します。

**(7) スクールカウンセラー等による相談体制の充実（実施主体：県、市町村）**

児童が抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員による相談体制・支援体制の充実を図ります。

## ○施策の方向3 生活支援の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭等の生活支援としては、一時的に保育サービスや生活援助が必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、無料または低額の利用料で支援を受けられる日常生活支援事業を実施しています。急な派遣依頼等があった場合であっても、家庭生活支援員の派遣を行い、ひとり親家庭等が必要とする際にサービスを提供できるように、家庭生活支援員の養成や研修を実施して支援体制を整備・強化する必要があります。

また、住居等の面においては、自立生活に困難を抱える母子家庭に対して、母子生活支援施設を利用することで子育てや生活の自立が図られるよう支援を行っています。また、ひとり親家庭の公営住宅の優先入居や民間賃貸住宅における入居支援として、あんしん賃貸支援事業を実施し、住宅の確保策を図っています。

### 【具体的取組】

#### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：県、市町村）

ひとり親等が技能取習得のための通学をする場合などの自立促進のための理由、や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を居宅に派遣して、保育サービスや生活援助を行います。

また、家庭生活支援員に対する研修を実施し、家庭生活支援員としての資質の向上を図るとともに、支援体制の強化を図ります。

#### (2) 母子生活支援施設の機能の拡充（実施主体：県、市町村）

離婚、その他の事情等により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母と子には、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活支援や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行います。

また、母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる世帯を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設との十分な連携を図りながら、重点的な自立支援を行います。

#### ※母子生活支援施設

離婚、その他の事情により、母子家庭となっている母と児童の自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け、就労を含めた生活安定のための援助、子どもの養育援助を行う施設

### (3) 公営住宅における優先入居の推進等（実施主体：県、市町村）

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭の優先入居を引き続き実施していきます。

また、地域の実情に応じた、市町村営住宅におけるひとり親家庭の優先入居制度の導入を市町村へ引き続き働きかけます。

### (4) 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進（実施主体：県、市町村）

民間賃貸住宅へのひとり親家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子ひとり親家庭も含む子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取り組みを推進します。

### (5) ひとり親家庭等の生活支援（実施主体：県、団体）

地域の実情に応じたひとり親家庭等の福祉に必要な各種事業（研修会の開催、ふれあい交流、地域交流、普及啓発事業等）を実施します。

また、ふれあい交流事業などの各種事業について、ひとり親家庭等に対する周知を図ります。

## ○施策の方向 4 相談機能の充実

### 【現状と課題】

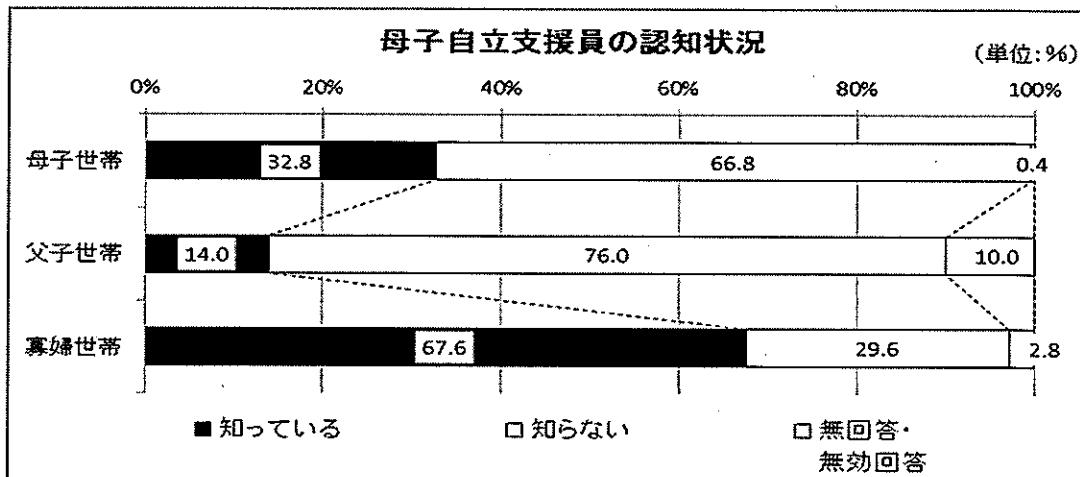
ひとり親家庭等への支援には、多様な相談事を抱えるひとり親家庭等を相談につなぎ、その状況・課題を把握・整理し、これらの支援メニューを適切に組み合わせて支援を行う総合的な相談支援が必要であり、この役割を果たすために、各福祉事務所に母子父子自立支援員を設置していますが、母子父子自立支援員を知らないひとり親家庭等が多い状況にあります。（表5参照）母子父子自立支援員が、生活や子育て、就労面等において様々な悩みを抱えるひとり親家庭等の総合的な相談支援窓口として機能するよう、資質の向上を図って相談機能を強化するとともに、ひとり親家庭等の相談窓口として周知していく必要があります。

また、ひとり親家庭等に対する各種支援施策について、周知が行き届いていない状況にあるため、ホームページやスマートフォン等で閲覧できるサイトやメールマガジンなどの様々な手段を用いて、総合的な情報提供となるよう、支援施策の情報発信強化する必要があります。（表6参照）

更に、町村における福祉事務所の設置が進み、市町村に母子父子自立支援員の設置が進んだことから、ひとり親家庭等の相談機能等は市町村が担うようになってきています。そのことから、市町村におけるひとり親家庭等の支援施策を計画的、総

合的に推進するためのひとり親家庭等自立促進計画を市町村においても策定し、支援施策を示すとともに、その実践に努めることが必要です。

＜表5＞母子自立支援員の認知状況



＜表6＞各種支援施策の認知状況

区分	母子世帯	父子世帯
1 ひとり親家庭福祉推進員	7. 0 %	5. 0 %
2 ひとり親家庭等情報提供事業	7. 7 %	4. 0 %
3 母子家庭等日常生活支援事業	10. 0 %	3. 0 %
4 母子家庭等就業支援講習会事業	21. 9 %	3. 0 %
5 自立支援教育訓練給付金	36. 2 %	10. 0 %
6 高等技能訓練促進費等給付金	29. 4 %	6. 0 %
7 母子寡婦福祉資金	40. 1 %	—

### 【具体的取組】

#### (1) 母子父子自立支援員による相談事業の実施

(実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村)

母子父子自立支援員が地域における相談窓口として、ひとり親家庭等の抱えている悩みや問題を把握し、関係行政機関や母子父子寡婦福祉団体等と連携し、子育てや生活、就業等に関する助言や情報提供を行うことにより、適切な自立支援を実施します。

また、母子父子自立支援員の資質の向上のための研修を行い、ひとり親家庭等の相談支援体制を強化します。

**(2) 相談者ニーズに合わせた休日、巡回、特別相談の実施（実施主体：県）**

就労等により行政相談窓口が利用しにくい方などの相談に対応するための休日相談会や、専門的に解決を要する法律相談等に対応するための特別相談を実施します。

**(3) ひとり親家庭福祉推進員による情報提供等の充実（実施主体：県、団体）**

母子父子自立支援員と協力しながら、地域の身近な相談員として、ひとり親家庭等の相談支援を行います。

また、日頃、行政窓口が利用できないひとり親家庭等に対し、各種ひとり親家庭等の支援施策を周知するなど、必要な情報提供を行います。

**(4) スマートフォンサイト等による情報提供（実施主体：県、団体）**

行政の相談機関等を敬遠しがちなひとり親家庭等の孤立化防止を図り、必要な支援情報を提供するため、ホームページ、スマートフォンサイト及びメールマガジン等を活用して、情報発信の強化に努めます。また、ホームページ等について、適切な周知を図り、利用促進に努めます。

**(5) 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定と取組の推進**

**（実施主体：市及び福祉事務所設置町村）**

各市及び福祉事務所設置町村において、母子父子自立支援員による相談等をはじめとする、各種ひとり親家庭等支援施策を実施していることから、各地域の実情に応じたひとり親家庭等への支援施策の方向性を示した、市及び福祉事務所設置町村による母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画の策定を促進します。

## 基本目標 2 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図ります。

### 【達成目標】

#### ひとり親家庭自立支援給付金事業

(現状) 平成26年度実施市町村数

自立支援教育 訓練給付金事業	11／19
高等職業訓練促進 給付金等事業	19／19
高等職業訓練促進 継続給付金事業	H27年度より 支給開始

(目標)

15／19
19／19
19／19

## ○施策の方向 1 能力開発への支援

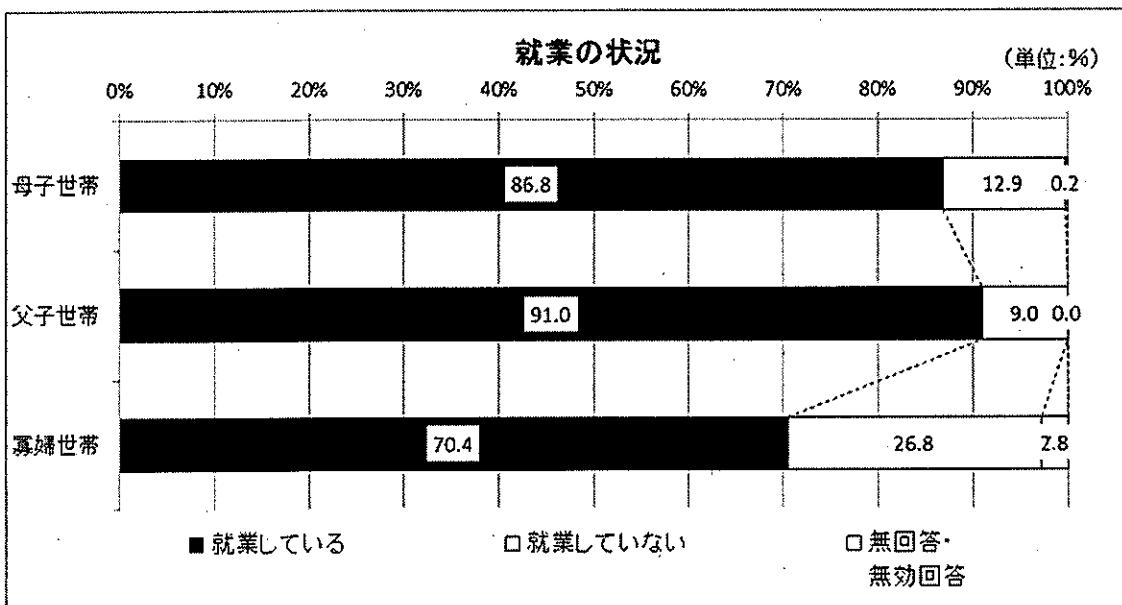
### 【現状と課題】

ひとり親家庭になると同時に、その家庭は経済的にも精神的にも不安定な状況にあると言われています。とりわけ、その児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業により生活の安定を図る必要があります。

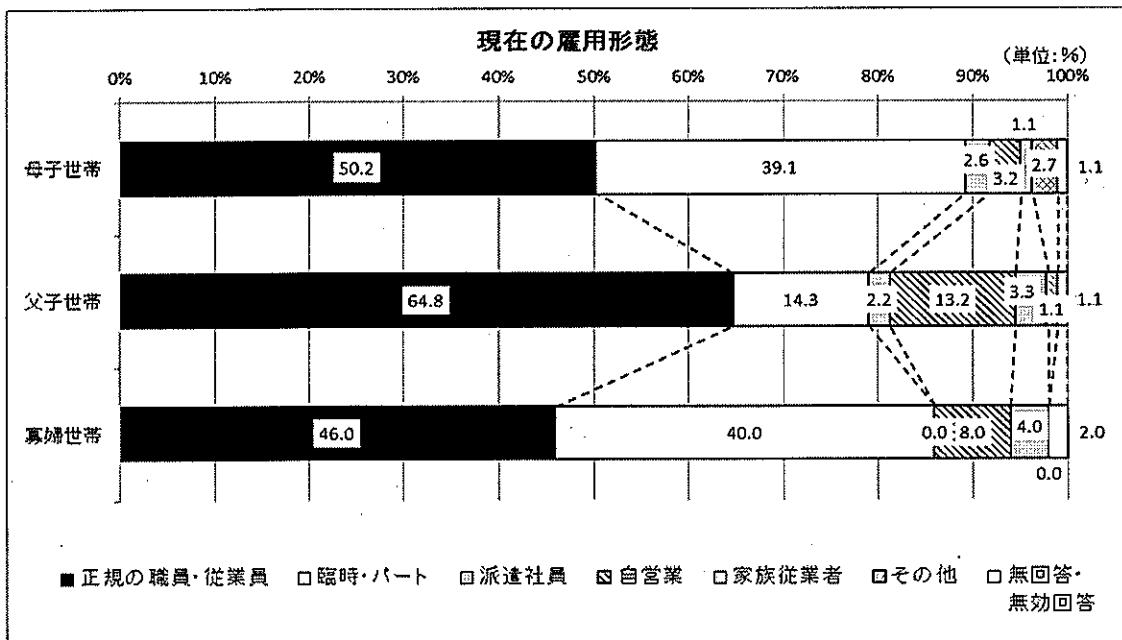
ひとり親のほとんどは就業していますが、その雇用形態をみると、特に母子家庭の母において、臨時やパート勤務の割合が高く、不安定な雇用形態にあります。(表7及び表8参照)

正職員としての就業が進まない理由のひとつとして、就業に結びつく専門的な資格や知識を持っていないことがあげられます。就業に結びつきやすい資格や技能の取得を促進し、正職員などの、より条件の良い仕事に就くことができるよう支援するとともに、資格取得のための修業期間中の生活の安定を図る必要があります。

＜表7＞就業の状況



＜表8＞雇用形態



### 【具体的取組】

#### (1) ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施

##### ア 自立支援教育訓練給付金（実施主体：県、市、福祉事務所設置町村）

ひとり親が就業に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる教育訓練講座を受講したひとり親に対して、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給し、受講経費の負担を軽減します。

## **イ 高等職業訓練促進給付金等の支給**

(実施主体：県、市、福祉事務所設置町村、市町村)

ひとり親が、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合（2年以上養成機関で修業する場合）に、安定した生活を確保するため、就業期間中に高等職業訓練促進給付金を、また修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

また、看護師などの取得に3年以上の修業を要する資格を目指すひとり親の修業期間の3年目以降について、その生活の安定を図るため、修業期間の3年目以降について引き続き給付金を支給した市町村に対し、県が補助する鳥取県高等職業訓練促進継続給付金事業を実施します。

## **ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施**

(実施主体：県、市、福祉事務所設置町村)

最終学歴が中学卒であるひとり親の学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給します。

### **(2) 就業支援講習会の実施（実施主体：県）**

ひとり親等の円滑な就業準備や転職を支援するため、社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい技能習得のための就業支援講習会を実施します。また、ひとり親が安心して受講できるよう、夜間や休日等に講習会を実施するほか、講習会場等において託児サービスを実施します。

### **(3) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施（実施主体：国、県）**

就労経験に乏しく長期間就労していないひとり親等の自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施するなど、ハローワークと連携して職業訓練受講機会の拡充に努めます。

訓練科目については、訓練修了後の就職につながることが期待できる科目的設定に努めるとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めます。

また、産業人材育成センターで公共職業訓練を受講する際に、児童を保育所等に預けた際の保育料の一部を助成する職業訓練生託児支援事業を実施し、子育てを行うひとり親家庭であっても訓練を受講しやすい体制を整えます。

### **(4) 技能習得期間中の生活資金の貸付け（実施主体：県）**

ひとり親家庭自立支援給付金事業など他制度との調整を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

また、公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のた

め、母子父子寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の貸付けを行います。

## ○施策の方向2 就業あっせん等の充実

### 【現状と課題】

ひとり親等は、様々な事情を抱えているため、就業に対するニーズもその人ごとに異なっています。個々のひとり親の置かれている状況等に応じた、きめ細やかな就業支援が求められています。

就業に関する悩みも様々であるため、個々のニーズにあった就業相談体制を整えるとともに、ハローワークと連携し、ひとり親それぞれの状況に応じた計画的・効果的な就業支援や就業あっせんを行うことが必要です。

### 【具体的取組】

#### （1）母子父子自立支援員による就業相談

（実施主体：県、市、福祉事務所設置町村）

母子父子自立支援員は、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員やひとり親家庭福祉推進員等との連携により、ひとり親家庭等の日常生活面の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、ハローワーク等と連携し、就業を支援します。

#### （2）無料職業紹介事業の実施（実施主体：県、市町村）

県は、ハローワークと連携し、積極的に求人情報の提供等を行います。

#### （3）ハローワークと連携した就業支援（実施主体：国、県、市町村）

ひとり親等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。各ハローワークに設置してある子ども連れで来所しやすい環境が整備されたマザーズサロン・マザーズコーナーについて周知を図るとともに、ハローワークと連携した職業紹介を実施します。

また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援について推進します。

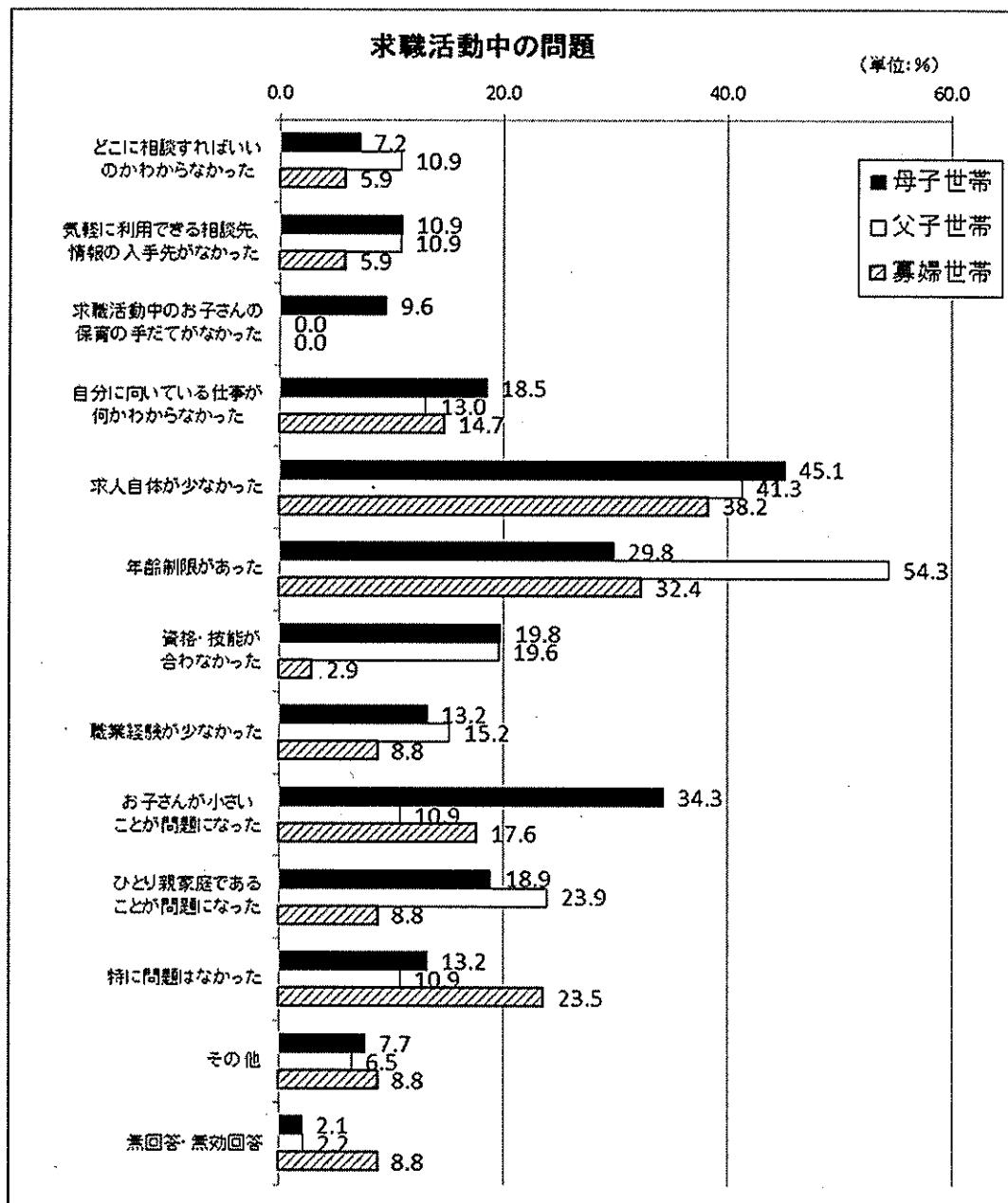
## ○施策の方向3 就業機会の創出

### 【現状と課題】

ひとり親等が仕事を探す際、ひとり親であることや、児童が小さいことが問題とされ、思うように求職活動が進まないという状況もあるという現状があり、事業主のひとり親家庭等に対する理解が浸透していないことが分かります。(表9参照)

ひとり親等の雇用に関する啓発活動や情報提供を積極的に実施し、事業主の理解を得るとともに、ひとり親等の雇用等に関する助成金等の活用を促進して、ひとり親等の採用の働きかけを行うことが必要です。

<表9>ひとり親家庭になってからの求職活動中の問題



### 【具体的取組】

#### (1) ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ（実施主体：県、市町村）

様々な機会、媒体を活用してひとり親等の雇用に関する事業主等への働きかけを行い、企業開拓を推進します。

#### (2) ひとり親等が事業を開始する際の支援（実施主体：県）

事業を開始する際の支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付けに努めます。

#### (3) 特定求職者雇用開発助成金等の活用（実施主体：国）

ひとり親の、就職が困難な求職者をハローワークの紹介により継続して雇用する、労働者として雇い入れる（パートタイム労働者も可）事業者に対して助成金を支給します。

#### (4) ひとり親等の雇用に関する啓発活動・情報提供等の実施

（実施主体：県、市町村）

ハローワークと連携を図りながら、事業主に対して、ひとり親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供を関係機関や団体と連携して行うとともに、ひとり親等の就業に向けた協力要請を推進します。

また、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などを通じて、ひとり親家庭等への人権問題解消への取組を進めていきます。

## 基本目標3 養育費の確保及び面会交流の推進

ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、国の養育費相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の取得促進に関する啓発等を行います。

また、養育費の確保と併せて、ひとり親家庭の児童の健やかな成長のため、離れて暮らす親との面会交流についても取り決めや実施促進に関する啓発等を行います。

### ○施策の方向1 広報啓発活動の充実

#### 【現状と課題】

両親の児童に対する養育の責務は離婚により変わるものではなく、養育費の支払いは親としての当然の義務ですが、実際に離婚した夫婦のうち、養育費の取り決め状況は低迷しており、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、このことは長年大きな問題となっています。

養育費については、「母子及び寡婦福祉法」の改正（平成15年4月施行）において、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならないことが規定されました。また、「民事執行法」の改正（平成16年4月施行）により、養育費など扶養義務等に基づく債権について、その支払期限が到来したにもかかわらず養育費が支払われない場合に給料や賃料等を差し押さえるときには、支払期限が到来していない将来分についても、強制執行の手続きができるようになりました。

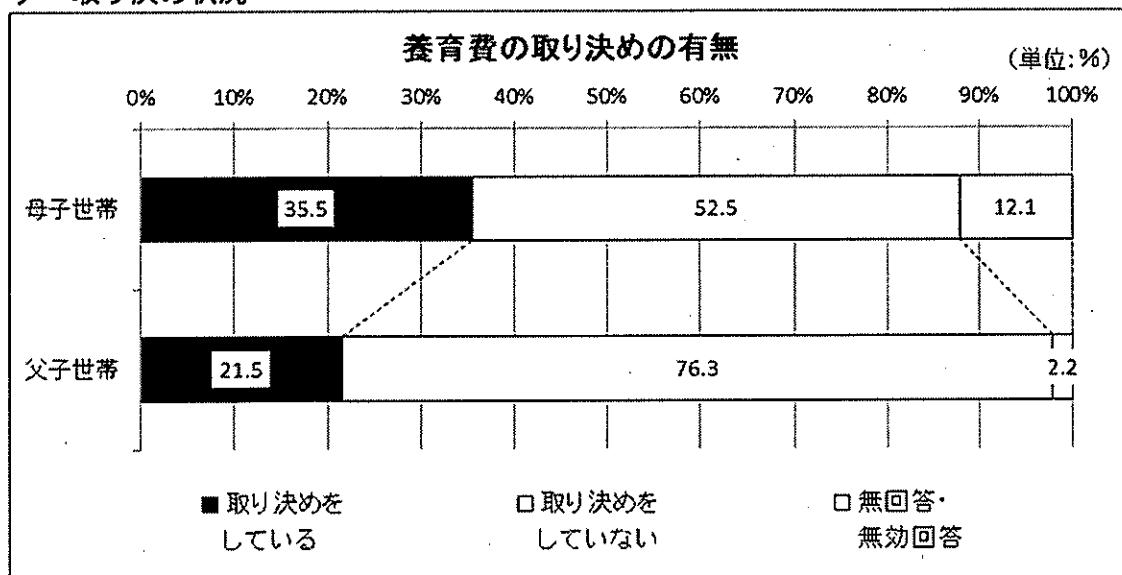
平成17年4月からは、養育費の履行確保の観点から、養育費等の金銭債権についての強制執行について、新たに間接強制の方法（履行しない場合には、一定の制裁金を支払うように命じて、履行を心理的に強制する）によっても、できることとなりました。

また、平成23年の民法の一部改正（平成24年4月施行）により、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先しなければならないことが民法に明記されました。しかし、法的な拘束力が無いため、依然として養育費や面会交流について、取り決めや実施が進んでいない状況です。（表10及び表11参照）

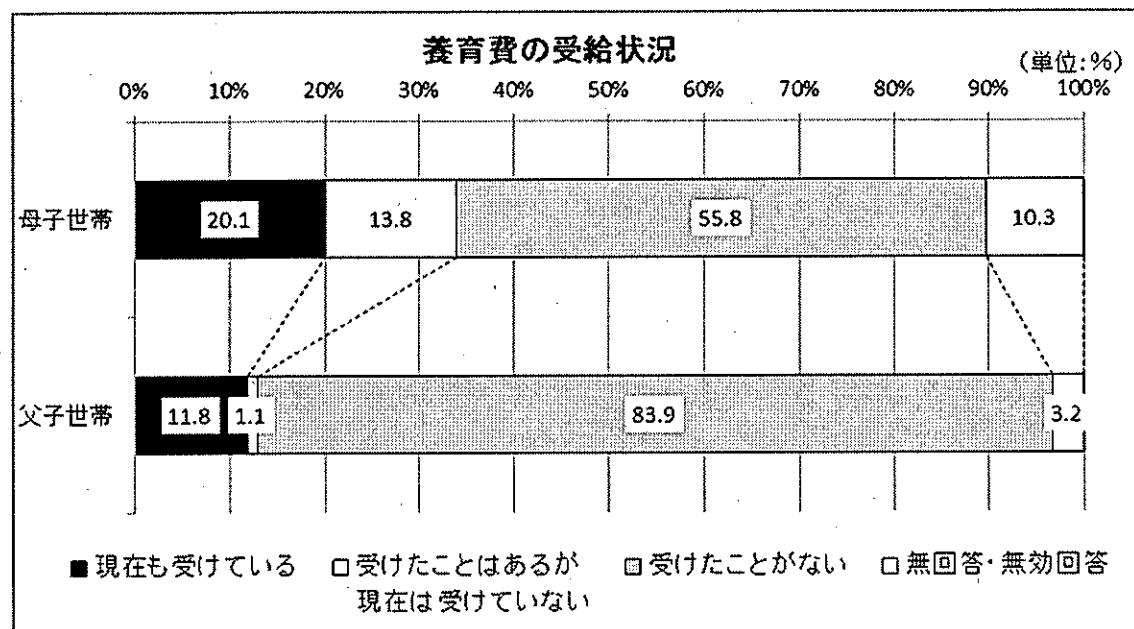
養育費や面会交流は、児童の健やかな成長にとって重要なものであることから、養育費や面会交流の取り決めや取得・実施促進に関する啓発を継続して行うことが必要です。

<表10>養育費の取決状況及び受取状況

ア 取り決め状況

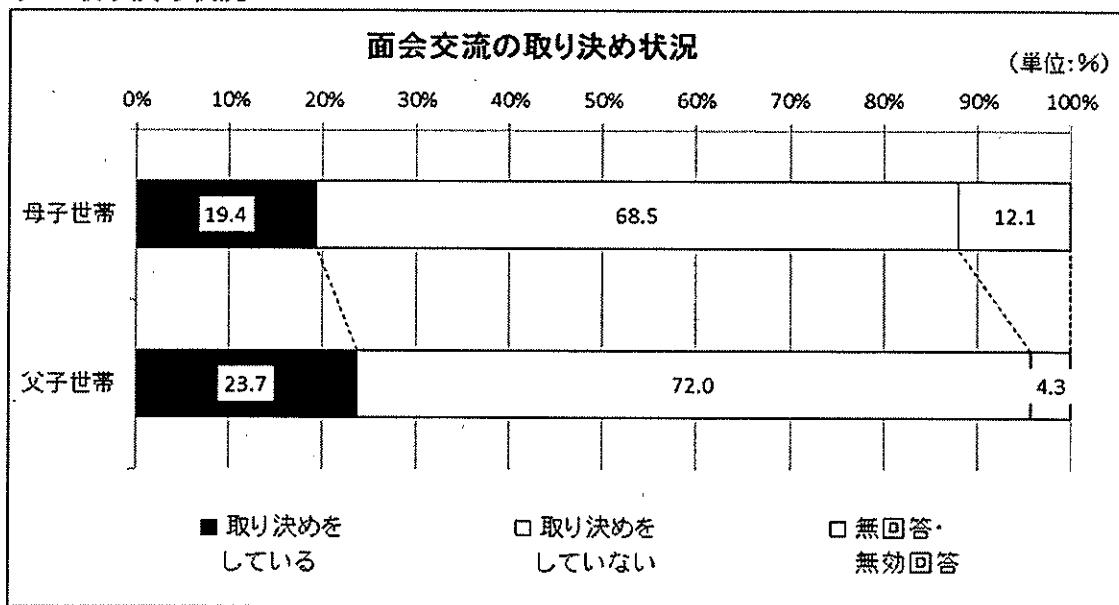


イ 受取状況

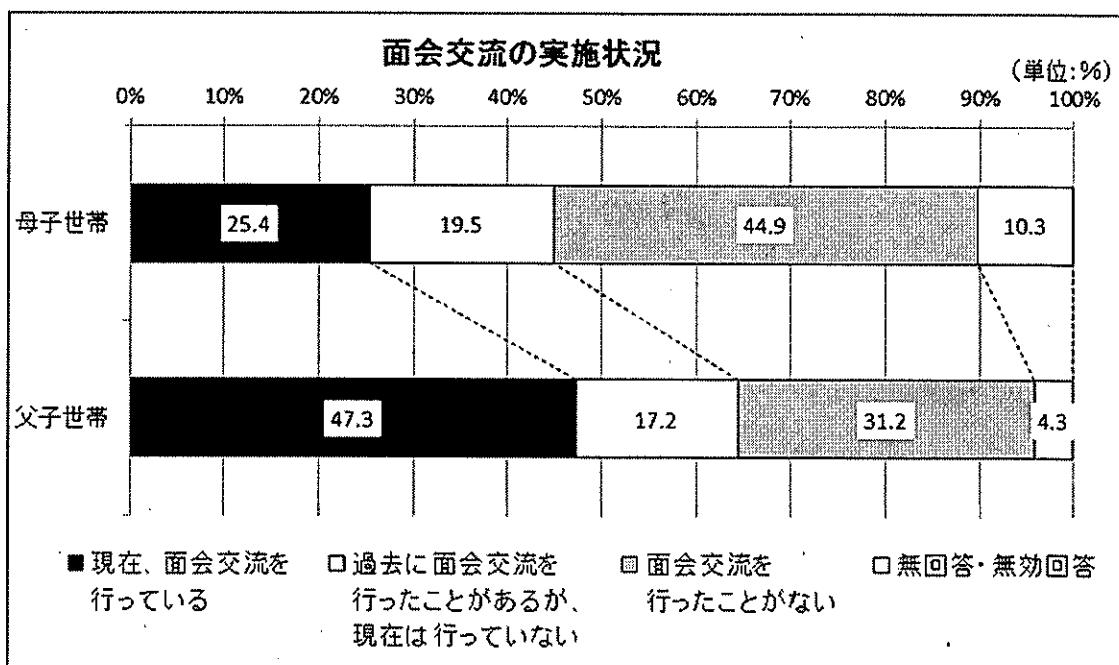


<表11>面会交流の取決状況及び実施状況

ア 取り決め状況



イ 実施状況



**【具体的な取組】**

**広報・啓発活動の推進（実施主体：国、県、市町村）**

養育費の支払いや面会交流の実施を促進する社会的機運を高めるため、国や市町村と連携して広報媒体を通じて、継続した広報・啓発活動に取り組みます。

## ○施策の方向 2 養育費確保及び面会交流の推進に向けた相談体制の確立

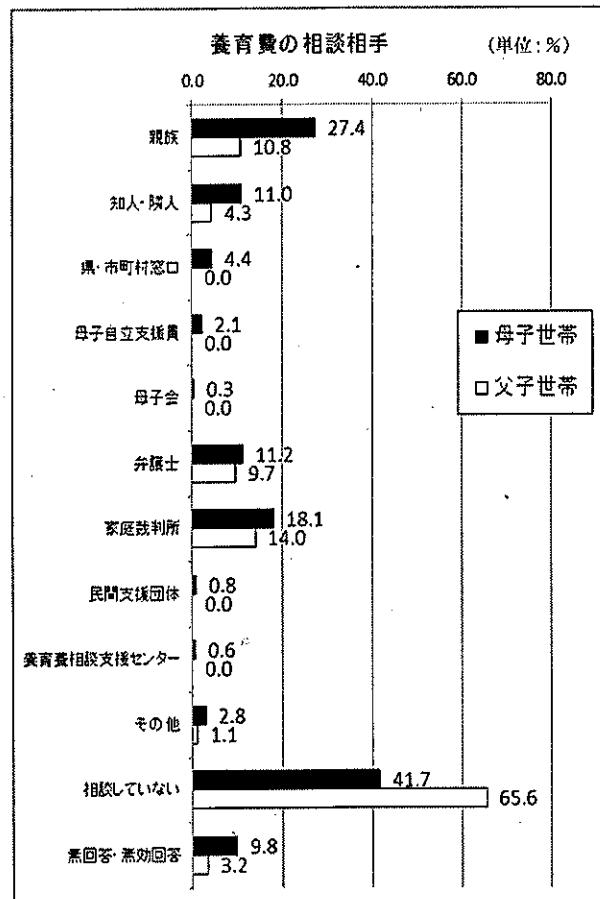
### 【現状と課題】

離婚の際やその後に、児童の養育費や面会交流について、誰にも相談していないひとり親家庭が多くい状況にあります。(表1 2 及び表1 3 参照)

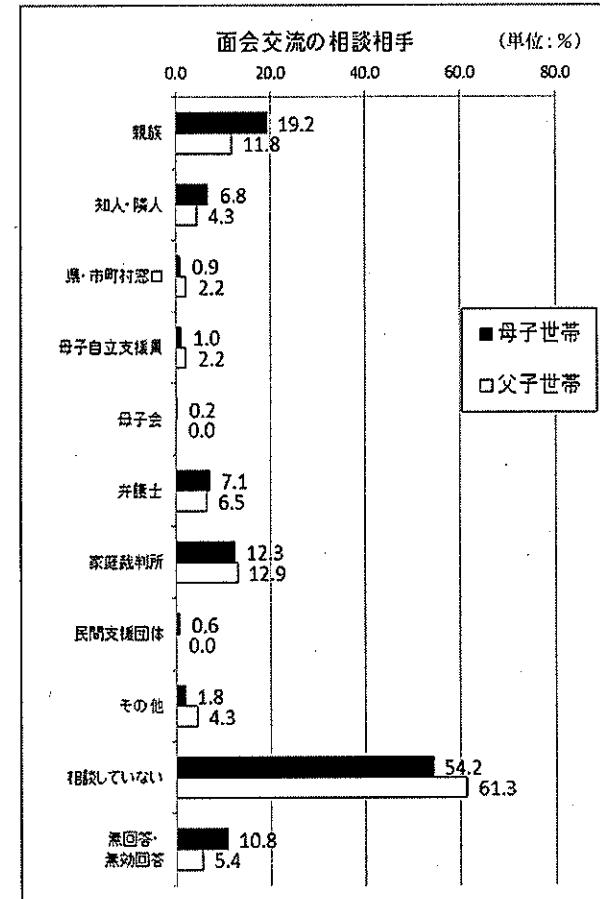
そのため、まずは養育費や面会交流についての相談窓口の周知を図り、取決めや履行の促進のための相談を促していく必要があります。

また、研修等を通じて相談機能の強化を図るとともに、高度な法知識を要する相談については、弁護士等の相談を利用するなど、ひとり親からの相談に対応できる機能の強化を図る必要があります。

<表1 2>養育費の相談相手



<表1 3>面会交流の相談相手



## 【具体的取組】

### (1) 母父子自立支援員による相談機能の強化

(実施主体：県、市及び福祉事務所設置町村)

離婚に際して養育費の確保を行うための手続等に関する知識を身につけ、ひとり親家庭から養育費や面会交流に関する相談があった際に適切に相談支援が行えるよう、研修体制を整え、相談機能の強化を図ります。

### (2) 弁護士等による相談事業の実施（実施主体：県）

養育費及び面会交流の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、高度な法知識を要する相談について、弁護士等による専門相談を実施します。

### (3) 養育費・面会交流相談支援センターとの連携・情報提供の推進

(実施主体：国、県、市町村)

養育費・面会交流相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時など様々な機会を活用して、養育費の取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど情報提供を行います。

## 基本目標 4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図ります。

### 【達成目標】

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付を「知っている」割合

(現状) 平成25年度実態調査結果

母子世帯	40. 1%
父子世帯	H26.10より開始
寡婦世帯	87. 3%

(目標)

母子世帯	90. 0%
父子世帯	90. 0%
寡婦世帯	90. 0%

## ○施策の方向 各種手当の適切な支給

### 【現状と課題】

ひとり親家庭等は経済的な基盤が弱く、生活費について悩みを抱えている家庭が多く見られます。(表14及び表15)

ひとり親家庭に対する経済的支援の柱である児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭になった直後の生活激変期に対応するものとして有効な支援です。

また、様々な使途に応じた母子父子寡婦福祉資金の貸付けはひとり親家庭等の自立に重要なものであることから、適正な貸付けを行う必要があります。また、父子福祉資金は平成26年10月より開始されたものであるため、父子家庭に対しての事業の周知にも努める必要があります。

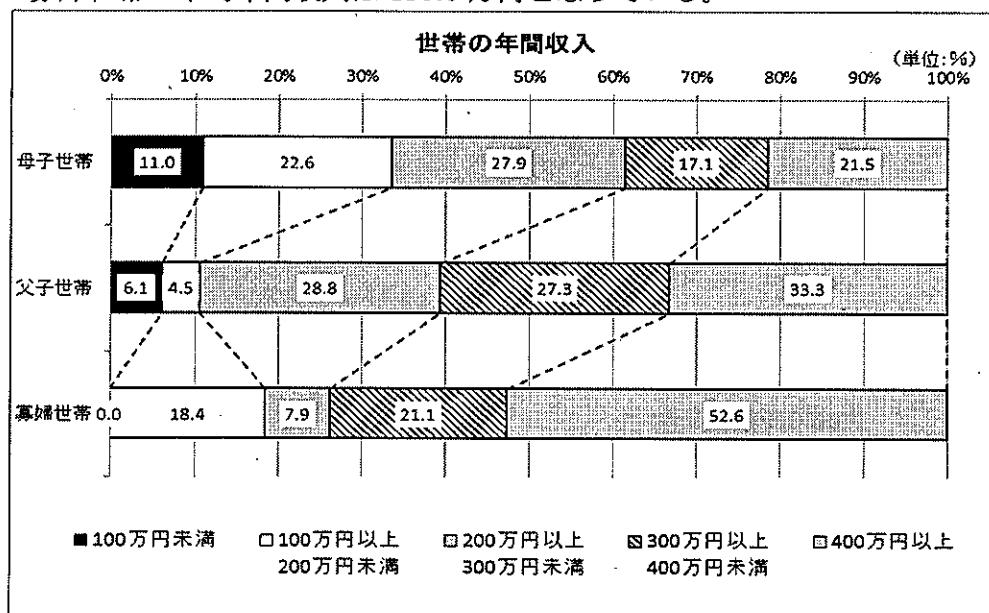
更に、児童扶養手当や貸付事業のほかにも、様々な事情を抱えるひとり親家庭を支援するため、医療費助成をはじめとした各種助成の推進や、保育サービス等の利用料の減免について推進し、適切に実施することが必要です。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月施行)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

<表14>世帯の年間収入

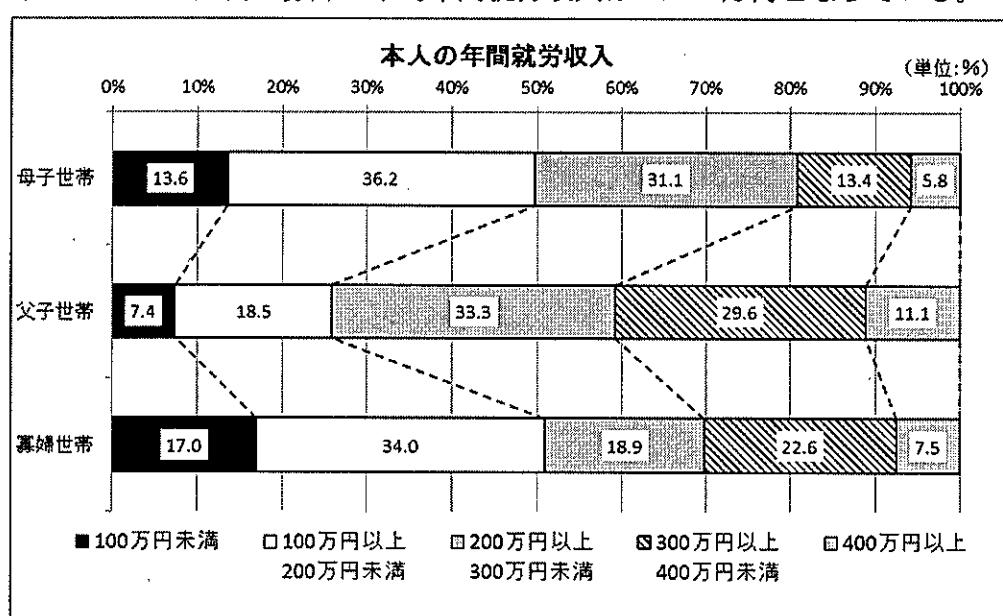
ア 世帯の年間収入

母子世帯の平均年間収入は286.0万円、父子世帯の平均年間収入は、358.3万円、寡婦世帯の平均年間収入は430.0万円となっている。

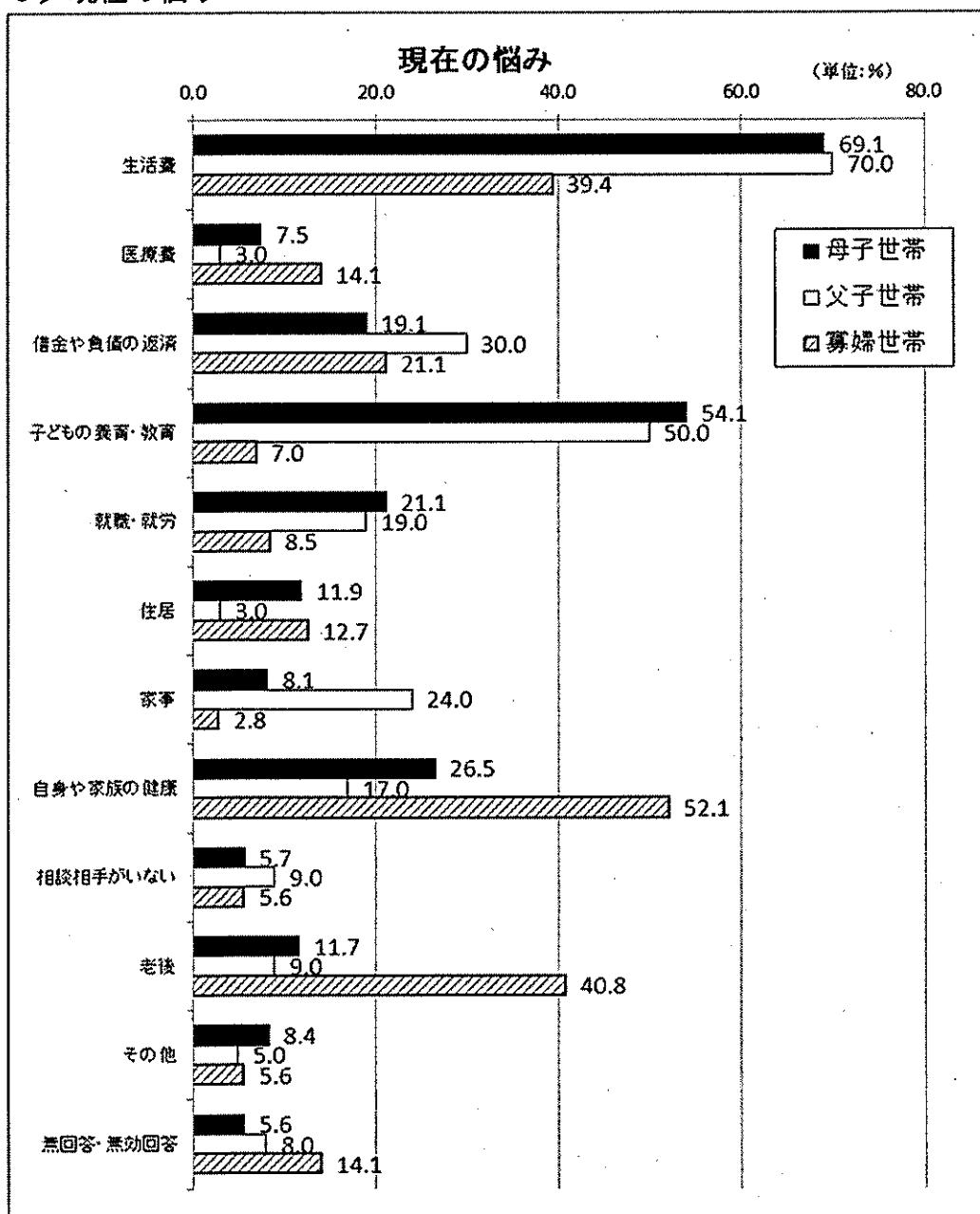


イ 本人の年間就労収入

母子家庭の母の平均年間就労収入は、189.3万円、父子家庭の父の平均年間就労収入は、234.8万円、寡婦の平均年間就労収入は207.2万円となっている。



＜表15＞現在の悩み



#### 【具体的取組】

##### (1) 児童扶養手当の支給（実施主体：県、市、福祉事務所設置町村）

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。

また、市町村の児童扶養手当や離婚届の窓口担当課と協力・連携し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行います。

##### (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け（実施主体：県）

就業・就学に向けたひとり親家庭自立支援給付金事業や奨学金制度など他制度との連携を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付けを

行います。

(3) ひとり親家庭医療費助成の実施（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

(4) ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給（実施主体：市町村）

ひとり親家庭の児童が小学校及び中学校に入学する際に、入学支度金を支給します。

(5) 災害遺児手当の支給（実施主体：市町村）

養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、又障がいの状態にある災害遺児の健全な育成を図り、その福祉を増進するため、災害遺児手当を支給します。

(6) 奨学金制度等の推進

ア 就学困難な児童及び生徒に係る修学援助（実施主体：市町村）

小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品等を支給します。

イ 高等学校等就学支援金の支給（実施主体：国）

高等学校等における教育の経済的負担の軽減を図るため、一定の所得要件を満たす世帯に対して、授業料の支援として「就学支援金」を支給します。

ウ 高校生等奨学給付金の支給（実施主体：国）

住民税非課税世帯の高校生等を対象に、教科書・教材費等相当分の給付金を支給します。

エ 鳥取県育英奨学資金の貸付け（実施主体：県）

経済的理由で高等学校や大学への就学が困難な者に対し、その修学中の資金の貸付けを行います。

(7) 各種支援施策の周知の徹底（実施主体：県、市町村）

各種経済的支援施策について、ひとり親家庭に対する周知が不十分な状況であるため、母子父子自立支援員などのひとり親家庭支援の担当窓口はもちろん、離婚届の窓口等においても積極的に支援施策の周知を図るよう、市町村と連携を図りながら周知の強化に努めます。

また、経済的支援施策も含めた、様々なひとり親家庭支援施策について、スマートフォンサイト等を活用して広く周知徹底を行います。

※第2章本文中の表は、全て平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果による。



## 資料編

- 1 各種統計
- 2 ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過
- 3 各市町村におけるひとり親家庭支援施策の実施状況

# 1 各種統計

## (1) 離婚件数

離婚件数は、全国的に減少傾向にあり、本県においても、全国と同じく減少傾向にあります。

資料) 厚生労働省「人口動態統計」(単位:件)

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
離婚件数(全国)	251,136	253,353	251,378	235,719	235,406	231,383
離婚件数(鳥取県)	1,073	1,150	1,141	1,041	1,065	979
うち有子離婚件数	692	745	760	698	711	653
有子離婚率	64.5%	64.8%	66.6%	67.1%	66.8%	66.7%

## (2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成22年8月より父子世帯も対象となつたため一時受給者数は増加したが、その後、受給者数横ばい傾向にあります。

### ・児童扶養手当受給者数の推移

資料) 福祉行政報告例(単位:人)

	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H25.3末	H26.3末
受給者数	5,049	5,174	5,747	5,801	5,783	5,746
対前年伸率	101.48%	102.5	111.1	100.9	99.7	99.4

※平成23年3末の件数より、父子世帯を含む。

## (3) 生活保護受給母子世帯数

生活保護の受給世帯総数に占める母子世帯数の割合はほぼ横ばいですが、その世帯数は生活保護の受給世帯総数と同様に増加傾向にあります。

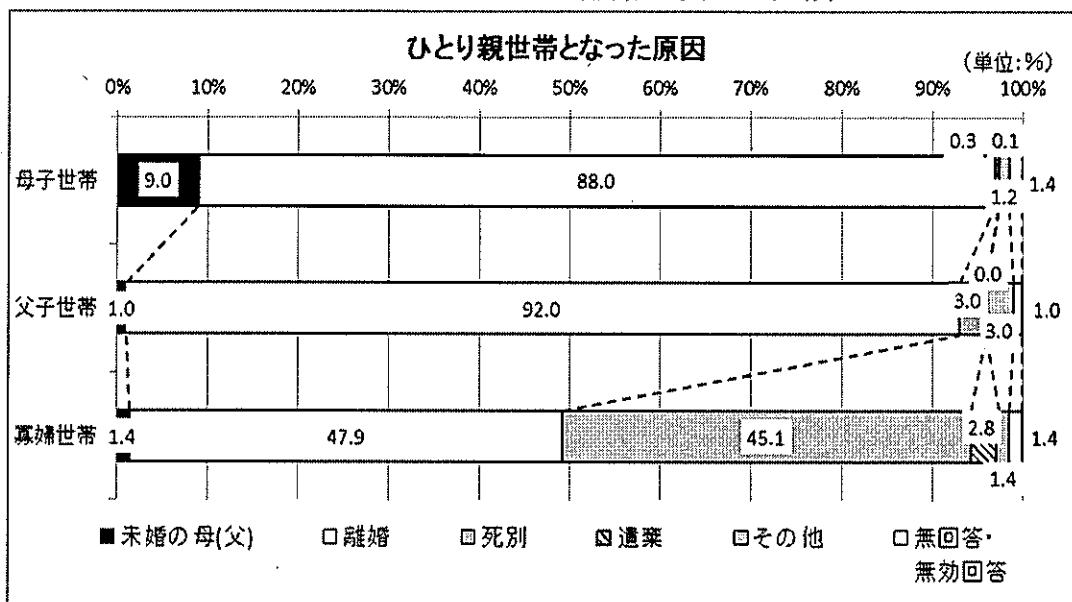
資料) 県福祉保健部福祉保健課(単位:世帯)

	H21年3月	H22年3月	H23年3月	H24年3月	H25年3月	H26年3月
生活保護受給世帯総数	4,007	4,479	4,744	4,998	5,218	5,392
母子世帯数	217	269	279	294	289	302
構成比	5.4%	6.0%	5.9%	5.9%	5.5%	5.6%

※停止中の世帯を除く

#### (4) ひとり親世帯となった原因

ひとり親世帯となった原因是、母子世帯では88.0%が離婚、次いで未婚の母が9.0%で、死別が0.3%となっている。父子世帯では、92.0%離婚、次いで死別3.0%となっている。寡婦世帯では47.9%が離婚、次いで死別が45.1%となっている。

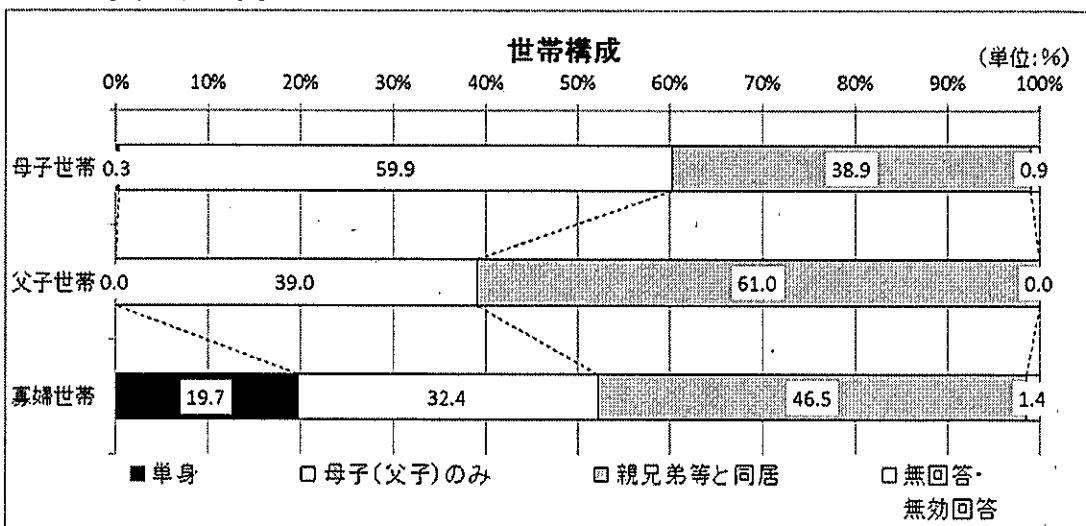


資料) 平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

#### (2) 世帯の状況

##### ア 世帯構成

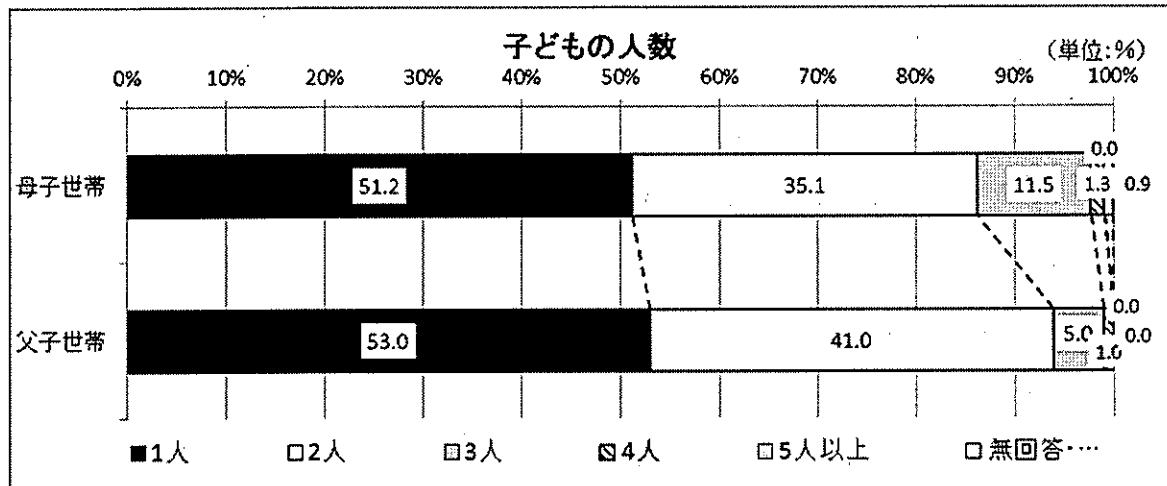
母子世帯においては、「母子のみ」の世帯が59.9%と最も多く、次いで「親兄弟等と同居」の世帯が38.9%となっている。父子世帯においては、「親兄弟等と同居」の世帯が61.0%と最も多く、次いで「父子のみ」の世帯が39.0%となっている。寡婦世帯においては、「親兄弟等と同居」が46.5%と最も多く、次いで「母子のみ」が32.4%、「単身」が19.7%となっている。



資料) 平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

## イ 子どもの数

母子世帯は、子ども1人が51.2%と最も多い、子どもの数の平均は1.63人となっている。父子世帯は、子ども1人が53.0%と最も多い、子どもの数の平均は1.54人となっている。



資料) 平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

## 2 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

平成26年3月	市町村におけるひとり親家庭等支援施策の実施状況照会
4月	鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定員会設置
9月	第1回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会
11月	第2回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会
平成27年2月	パブリックコメントの実施 (平成27年2月16日～3月2日)
3月	第3回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会
3月	計画策定、公表

### 3 各市町村におけるひとり親家庭支援施策の実施状況

#### (1) 子育て支援施策

	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	合計	備考	
保育所入所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19		
ひとり親優先利用	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	14		
ひとり親利用料減免	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18		
延長保育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	18	
ひとり親優先利用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	0		
ひとり親利用料減免	△	△	×	○	△	×	○	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	7	△は所得状況等に応じた減免	
一時預かり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18		
ひとり親優先利用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	0		
ひとり親利用料減免	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	0		
休日保育	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	9		
ひとり親優先利用	×	×	×	×	-	-	-	-	-	×	×	×	-	-	-	×	-	-	-	0		
ひとり親利用料減免	×	×	△	○	-	-	-	-	△	△	△	△	△	-	-	△	-	-	-	1	△は生活保護受給・課税状況等に応じた減免	
夜間保育	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1		
ひとり親優先利用	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
ひとり親利用料減免	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
病児・病後児保育	○	○	○	○	○	×	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	13	△は病後児保育のみ実施	
ひとり親優先利用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0		
ひとり親利用料減免	×	△	△	○	△	-	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	5	△は生活保護受給・課税状況等に応じた減免	
ショートステイ (短期預かり)	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	14		
ひとり親優先利用	×	○	×	×	×	×	-	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	-	-	2		
ひとり親利用料減免	○	×	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	△	△	-	△	-	-	-	10	△は生活保護受給・課税状況等に応じた減免	
トワイライトステイ (夜間預かり)	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	10		
ひとり親優先利用	×	-	×	×	×	×	+	-	×	×	○	○	○	○	-	-	-	-	-	1		
ひとり親利用料減免	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	10		
地域子育て支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19		
放課後児童クラブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17		
ひとり親優先利用	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	-	1		
ひとり親利用料減免	△	△	○	△	△	×	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	2		
ファミリー・サポート・センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	17		
ひとり親優先利用	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	-	×	-	3		
ひとり親利用料減免	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	-	1		
公営住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19		
ひとり親優先利用	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16		
ひとり親利用料減免	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0		

## (2) ひとり親家庭支援施策

	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	合計	備考	
<b>日常生活支援事業</b>	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	19	△は県が県内全域を対象に実施	
<b>単独拡充</b>	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	2		
<b>学習支援事業</b>	x	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	2		
<b>単独拡充</b>	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	米子市、倉吉市は送迎支援を実施	
<b>就業・自立支援センター事業</b>	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	19	△は県が県内全域を対象に実施	
<b>単独拡充</b>	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	0		
<b>自立支援教育訓練給付金</b>	※	x	○	x	○	○	○	○	×	△	x	○	○	x	△	x	×	○	x	○	11	△は県が実施 ※鳥取市は別事業で実施
<b>単独拡充</b>	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	0		
<b>高等職業訓練促進給付金</b>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	19	△は県が実施
<b>単独拡充</b>	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	0		
<b>自立支援プログラム策定事業</b>	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	1		
<b>単独拡充</b>	-	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
<b>災害遭児手当助成事業</b>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	14		
<b>単独拡充</b>	○	x	○	x	x	x	x	-	x	x	x	-	x	-	-	○	x	x	x	3	鳥取市、倉吉市は所得税課税者も対象。 南部町は手当を2,000円上乗せして支給。	
<b>特別医療費助成事業</b>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19		
<b>単独拡充</b>	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	1	南部町は所得制限を児童扶養手当受給者まで拡充。	
<b>自立促進計画の策定</b>	x	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	1		

## **鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画 改訂版**

---

**平成27年3月**

**鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課**

**〒680-8570**

**鳥取市東町1丁目220番地**

**電話 0857-26-7869**

**ファクシミリ 0857-26-7863**